

城陽市高齢者施設等原油価格高騰対策支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 原油価格の高騰の影響を受けながらも介護保険サービスの安定的な提供を継続している高齢者施設等を支援するため、「令和4年度城陽市高齢者施設等原油価格高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）」を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、城陽市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第18号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 給付金の対象となる施設は、別表に掲げる市内事業所等とし、令和4年6月1日時点において、事業者等が燃料費を負担する自動車等を使用した利用者の送迎、利用者の居宅への訪問を含むサービスの提供を実施していることとする。

2 事業所等の従事者の自家用車により訪問等を実施している場合も対象とする。ただし、この場合は、事業所が当該従事者に対し燃油代の支給を行っていることとする。

(助成金の交付額)

第3条 給付金の交付額は別表のとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 給付金の交付をうけようとする事業者等は、別に定める令和4年度城陽市高齢者施設等原油価格高騰対策給付金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請は、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、給付金を交付することが適当と認めるときは、申請者に対し交付決定の通知を行うものとする。

2 前項の交付の決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(事業の変更又は中止の申請)

第6条 給付金の交付決定を受けた事業者等が、事業の変更又は中止をしようとするときは、別に定める城陽市高齢者施設等原油価格高騰対策支援給付金変更（中止）申請書により、市長に申請しなければならない。

(給付金の請求)

第7条 助成金の請求は、前条に規定する確定通知を受けた後に別に定める城陽市高齢者施設等原油価格高騰対策支援給付金請求書により行うものとする。

(給付金の取消し及び返還)

第8条 市長は、事業者等が規則第14条第1項に該当すると認めるときは、給付金の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に給付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(他の補助金等との重複の禁止)

第9条 給付金の交付を受けた事業者等は、この助成事業により給付金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(書類の整備)

第10条 給付金の交付を受けた事業者等は、給付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月4日から施行する。

別表

<p>対象事業所等</p>	<p>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、夜間対応型訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅療養管理指導事業所</p>
<p>助成額</p>	<p>自動車 1台あたり15,000円 原動機付き自転車等のガソリンを使用する車両で自動車以外のもの 1台あたり 1,000円</p>